

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年5月25日提出
<b>【発行者名】</b>	T & Dアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 藤瀬 宏
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区海岸一丁目2番3号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	岩松 寛
<b>【電話番号】</b>	03-3434-6630
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	DC アクティブ バリュ어 オープン
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額 1,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

DC アクティブ バリュースhare オープン

ただし、愛称として「DCアクシア」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

ありません。

### （６）【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成24年5月26日から平成25年5月27日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

### （９）【払込期日】

当ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて

得た額をいいます。)をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託者(以下「受託会社」ということがあります。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「(4)発行(売出)価格」の照会先をご参照ください。

#### (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 <b>追加型投信</b>	<b>国内</b> 海外 内外	<b>株式</b> 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **国内**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **株式**

目論見書または信託約款において、実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <b>その他資産</b> <b>(投資信託証券(株式))</b> 資産複合	<b>年1回</b> 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を除く) <b>日本</b> 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	<b>ファミリーファンド</b>  ファンド・オブ・ ファンズ

##### **その他資産(投資信託証券(株式))**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

- 1.アクティブ バリュースタイル マザーファンドを通じて、実質的にわが国の株式に投資します。
- 2.株式の投資にあたっては、バリュエーション指標等の尺度により銘柄を選定します。
- 3.株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- 4.TOPIX(東証株価指数)\*をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

\*TOPIX(東証株価指数)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。

TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

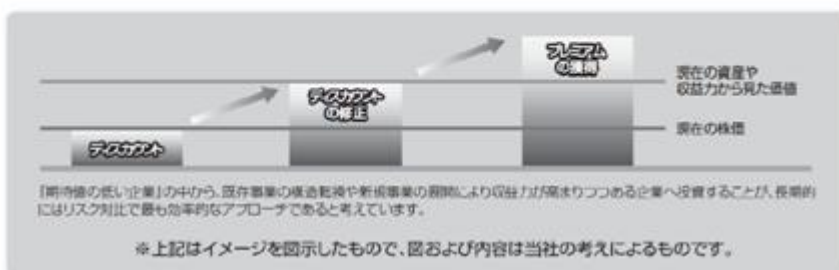
**当ファンドのバリュー投資について**

一般的なバリュー指標は、主に一定時点における利益水準や資産を株価と比較したものです。これらのバリュー指標で機械的に投資銘柄を選定した場合、企業の収益力・成長力の方向性など、銘柄選定にとって重要なファクターが考慮されません。当ファンドは、一般的なバリュー指標に欠落している部分を補った独自のバリュースコアを用いることで、客観的かつ将来価値も評価したバリューストックユニバースを選定し、運用を行います。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

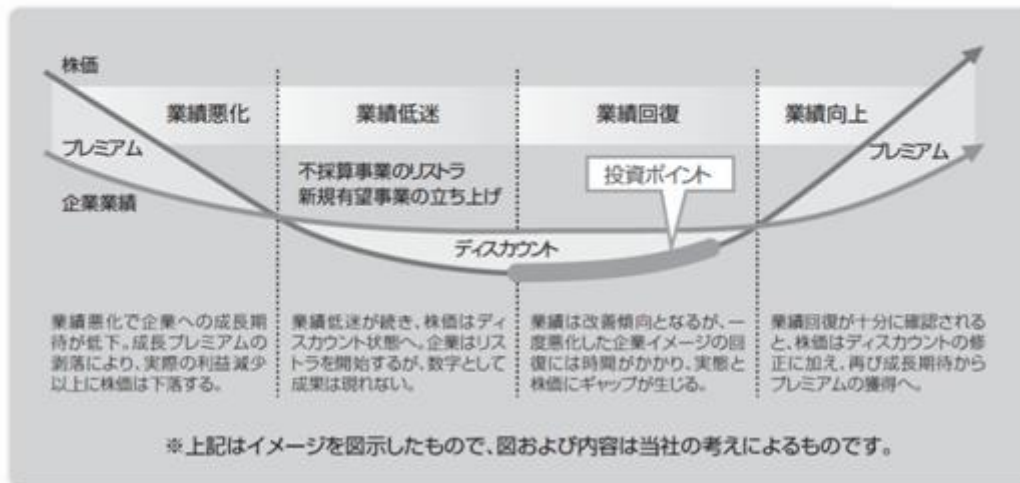
**運用哲学 ～株式市場での「期待値の低い企業」に投資します～**

- 株式市場では、現在の企業価値はもとより将来の可能性をプレミアムとして評価し株価が形成されています。過去、低収益・低成長であった企業に対する期待値は低く、実態よりディスカウントされた株価で取り引きされる傾向があります。
- 企業の体質変化や成長スピードの加速を的確に評価することで、現実とイメージのギャップ解消(＝ディスカウントの修正)、更には良いイメージへの転換による大幅な株価上昇(＝プレミアムの獲得)の可能性を捉えます。
- 既に株価がディスカウントになっている企業への投資は、失望による株価下落リスクが限定的と考えられます。



## ● 運用手法の特色 ～ギャップの発生を探すアプローチ～

市場参加者の多くは、企業業績をベースに投資判断を行うと考えられます。しかし、業績の変化に対して市場が過剰反応することにより、株価は実態価値に対して、プレミアム⇔ディスカウントとなる状態が繰り返される傾向があります。



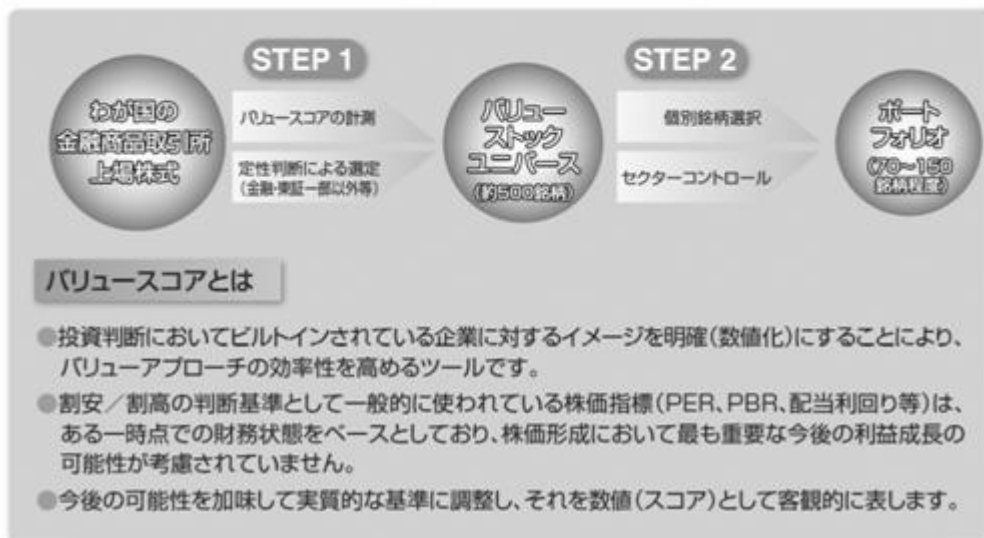
## ● 運用プロセス

### STEP 1

①ストック(資産)、②フロー(収益)、③投資リスクの3つの側面から客観的に割安度を計測した当社独自の「バリュースコア」を元にバリュースtockユニバースを作成します。

### STEP 2

期待値の低い企業に着目した個別銘柄選択と、リスクコントロールの観点から組入銘柄を判断するセクターコントロールの二つのアプローチでポートフォリオを構築します。



※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金限度額

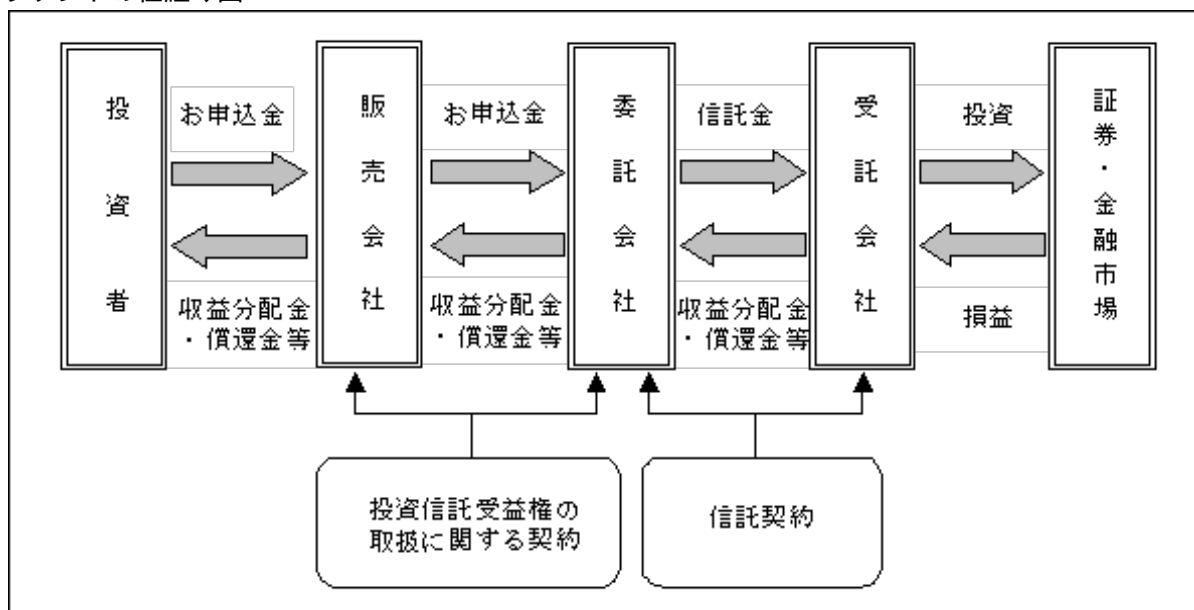
信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成15年1月10日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



#### ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

また、当ファンド以外のファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合があります。



#### 委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

##### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

##### b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

##### c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

#### 委託会社の概況

##### a. 資本金

平成24年3月末日現在 11億円

##### b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立  
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得  
平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更  
平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る  
平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更  
平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録  
平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可  
平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、  
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更  
平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更  
平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる  
平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、  
投資助言・代理業、投資運用業の登録

##### c. 大株主の状況

平成24年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、マザーファンドに投資します。マザーファンドにおいては、主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。

株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。

投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。

株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限りません。）
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産



### (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、アクティブ バリュースターファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（スターファンドおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (9) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
- (10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (11) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- (12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

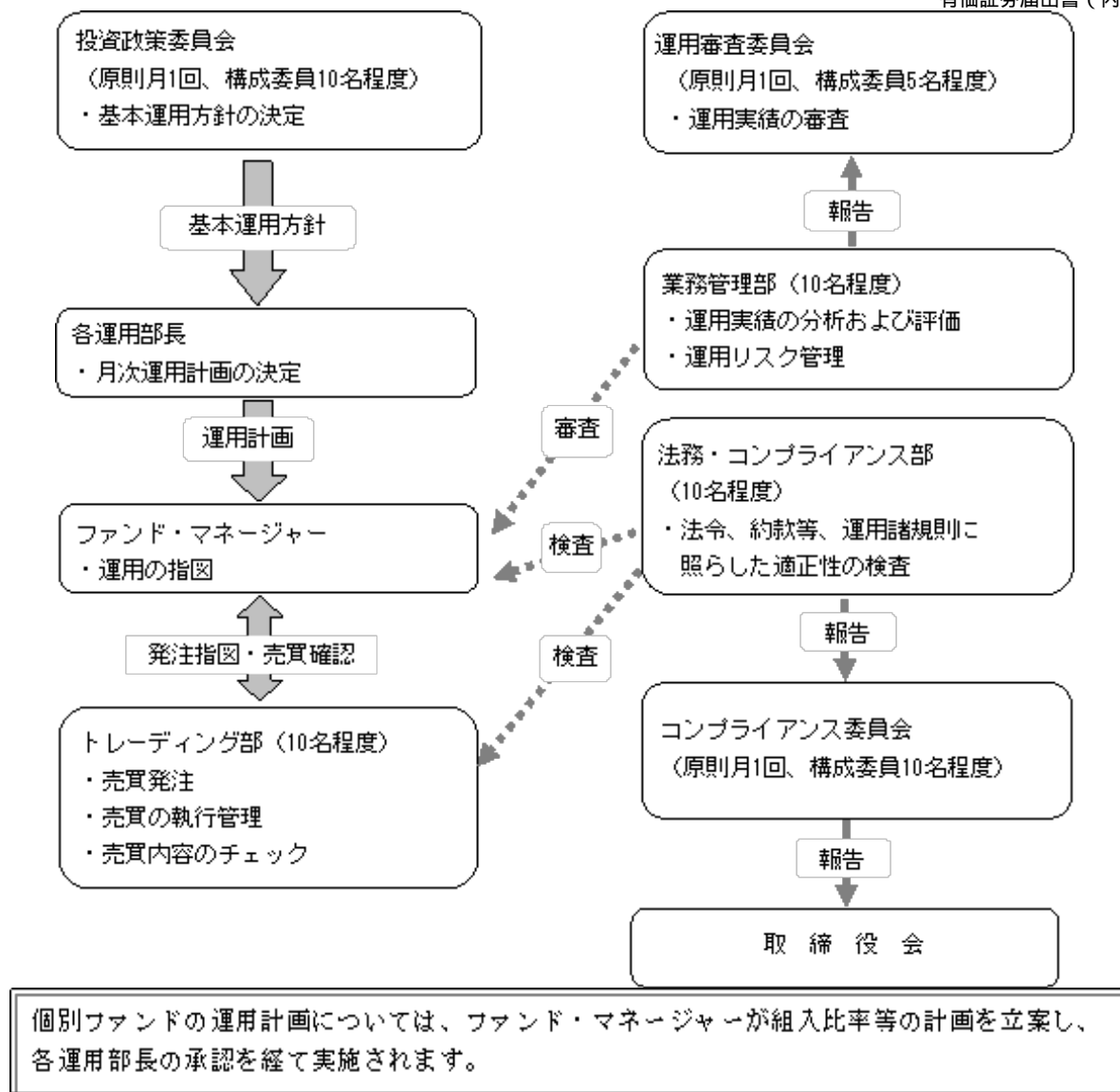
なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成24年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 購入時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社は、購入時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、購入時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。
- g. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

## （参考）アクティブ バリュウ マザーファンド

### （1）投資方針

主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。

株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。

投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。

株式の組入比率は高位に保つことを基本方針とします。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われな  
いことがあります。

## （２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを  
いいます。）
- (1) 有価証券
  - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定め  
るものに限り、）
  - (3) 金銭債権
  - (4) 約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる  
同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券  
（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- (1) 株券または新株引受権証券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (9) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券  
（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
- (10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (11) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- (12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券  
に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するも  
のを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号ま  
での証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定に  
より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## （３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

- a．株式への投資割合には制限を設けません。
- b．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託  
財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- c．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上

場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- d . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- f . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。
- h . 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- i . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

##### 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

## 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

## （２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## （３）リスクの管理体制

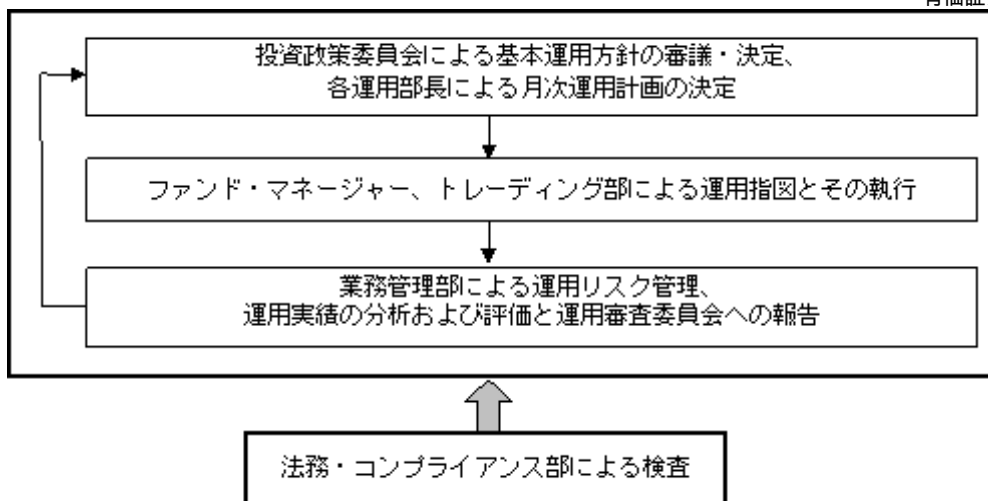
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成24年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0815%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社 年0.609%（税抜0.58%）

販売会社 年0.3675%（税抜0.35%）

受託会社 年0.105%（税抜0.10%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、信託財産中から支弁します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がか

かりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には、前述の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

### （１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,449	99.82
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	2	0.18
合計（純資産総額）	-	1,451	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

### （２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年3月30日現在）

国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円）	時価単価（円）	投資比率（％）
				簿価金額（円）	時価金額（円）	
日本	親投資信託受益証券	アクティブバリューマザーファンド	1,145,066,038	1.2439 1,424,363,593	1.2650 1,448,508,538	99.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.82
合計	99.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：千円）	純資産総額 （分配付） （単位：千円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成15年2月27日現在）	105	105	1.0496	1.0496
第2期 計算期間 （平成16年2月27日現在）	46,933	46,933	1.6201	1.6201
第3期 計算期間 （平成17年2月28日現在）	114,055	114,055	1.8832	1.8832

第4期 計算期間 (平成18年2月27日現在)	445,647	445,647	2.9340	2.9340
第5期 計算期間 (平成19年2月27日現在)	646,170	646,170	3.4267	3.4267
第6期 計算期間 (平成20年2月27日現在)	619,623	619,623	2.7106	2.7106
第7期 計算期間 (平成21年2月27日現在)	706,722	706,722	1.2690	1.2690
第8期 計算期間 (平成22年3月1日現在)	1,015,601	1,015,601	1.5400	1.5400
第9期 計算期間 (平成23年2月28日現在)	1,338,678	1,338,678	1.6626	1.6626
平成23年3月末日	1,253,223	-	1.5113	-
平成23年4月末日	1,300,249	-	1.4884	-
平成23年5月末日	1,294,887	-	1.4605	-
平成23年6月末日	1,318,234	-	1.4696	-
平成23年7月末日	1,316,448	-	1.4584	-
平成23年8月末日	1,200,863	-	1.2891	-
平成23年9月末日	1,172,913	-	1.2425	-
平成23年10月末日	1,219,672	-	1.2865	-
平成23年11月末日	1,155,121	-	1.2159	-
平成23年12月末日	1,156,294	-	1.2041	-
平成24年1月末日	1,236,495	-	1.2818	-
第10期 計算期間 (平成24年2月27日現在)	1,411,170	1,411,170	1.4545	1.4545
平成24年2月末日	1,414,251	-	1.4510	-
平成24年3月末日	1,451,167	-	1.4783	-

(注) 当ファンドの各月末及び各計算期間末日の純資産総額は千円単位で記載しております。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成15年2月27日)	0.0000
第2期 計算期間(平成16年2月27日)	0.0000
第3期 計算期間(平成17年2月28日)	0.0000
第4期 計算期間(平成18年2月27日)	0.0000
第5期 計算期間(平成19年2月27日)	0.0000
第6期 計算期間(平成20年2月27日)	0.0000
第7期 計算期間(平成21年2月27日)	0.0000
第8期 計算期間(平成22年3月1日)	0.0000
第9期 計算期間(平成23年2月28日)	0.0000
第10期 計算期間(平成24年2月27日)	0.0000

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成15年1月10日 ~ 平成15年2月27日)	4.96
第2期 計算期間(平成15年2月28日 ~ 平成16年2月27日)	54.35
第3期 計算期間(平成16年2月28日 ~ 平成17年2月28日)	16.24

第4期 計算期間(平成17年3月1日 ~ 平成18年2月27日)	55.80
第5期 計算期間(平成18年2月28日 ~ 平成19年2月27日)	16.79
第6期 計算期間(平成19年2月28日 ~ 平成20年2月27日)	20.90
第7期 計算期間(平成20年2月28日 ~ 平成21年2月27日)	53.18
第8期 計算期間(平成21年2月28日 ~ 平成22年3月1日)	21.36
第9期 計算期間(平成22年3月2日 ~ 平成23年2月28日)	7.96
第10期 計算期間(平成23年3月1日 ~ 平成24年2月27日)	12.52

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

**（参考）マザーファンドの状況****（1）投資状況**

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年3月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	19,513	97.97
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	405	2.03
合計（純資産総額）	-	19,918	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（2）投資資産**

投資有価証券の主要銘柄

a . 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年3月30日現在）

	国名	種類	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,162,600	420 908,292,000	412 890,991,200	4.47
2	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	245,400	3,380 829,452,000	3,570 876,078,000	4.40
3	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	302,700	2,756 834,241,200	2,723 824,252,100	4.14
4	日本	株式	卸売業	三菱商事	414,500	2,008 832,316,000	1,920 795,840,000	4.00
5	日本	株式	電気機器	日立製作所	1,253,000	474 593,922,000	531 665,343,000	3.34
6	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	205,800	3,152 648,762,947	3,145 647,241,000	3.25
7	日本	株式	電気機器	パナソニック	830,200	751 623,480,200	761 631,782,200	3.17
8	日本	株式	電気機器	キヤノン	156,900	3,674 576,420,789	3,910 613,479,000	3.08
9	日本	株式	卸売業	丸紅	938,000	579 543,102,000	597 559,986,000	2.81
10	日本	株式	機械	小松製作所	222,900	2,425 540,532,500	2,359 525,821,100	2.64
11	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	592,700	837 496,089,900	881 522,168,700	2.62
12	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	3,689,400	136 501,758,400	135 498,069,000	2.50
13	日本	株式	機械	ダイキン工業	165,800	2,402 398,326,023	2,253 373,547,400	1.88
14	日本	株式	輸送用機器	デンソー	115,900	2,704 313,393,600	2,765 320,463,500	1.61
15	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	138,800	2,221 308,274,800	2,271 315,214,800	1.58
16	日本	株式	電気機器	三菱電機	429,000	738 316,602,000	732 314,028,000	1.58
17	日本	株式	電気機器	ファナック	21,200	14,320 303,584,000	14,680 311,216,000	1.56

18	日本	株式	その他金融業	オリックス	39,390	7,740 304,878,600	7,900 311,181,000	1.56
19	日本	株式	電気機器	JVCケンウッド	843,500	382 322,217,000	367 309,564,500	1.55
20	日本	株式	電気機器	ソニー	170,100	1,760 299,376,000	1,704 289,850,400	1.46
21	日本	株式	不動産業	三井不動産	178,000	1,548 275,544,000	1,583 281,774,000	1.41
22	日本	株式	卸売業	三井物産	206,300	1,397 288,201,100	1,357 279,949,100	1.41
23	日本	株式	保険業	第一生命保険	2,331	106,100 247,319,100	114,300 266,433,300	1.34
24	日本	株式	機械	S M C	20,100	13,840 278,184,000	13,160 264,516,000	1.33
25	日本	株式	化学	富士フイルムホールディングス	124,900	2,052 256,294,800	1,941 242,430,900	1.22
26	日本	株式	輸送用機器	アイシン精機	81,800	2,899 237,138,200	2,906 237,710,800	1.19
27	日本	株式	機械	マキタ	68,800	3,365 231,512,000	3,320 228,416,000	1.15
28	日本	株式	不動産業	住友不動産	114,000	1,884 214,776,000	1,995 227,430,000	1.14
29	日本	株式	鉄鋼	住友金属工業	1,311,000	170 222,870,000	167 218,937,000	1.10
30	日本	株式	機械	住友重機械工業	470,000	461 216,577,330	460 216,200,000	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成24年3月30日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	20.93
株式	輸送用機器	15.81
株式	銀行業	11.98
株式	機械	11.57
株式	卸売業	10.26
株式	化学	8.33
株式	保険業	2.92
株式	非鉄金属	2.89
株式	不動産業	2.56
株式	鉄鋼	1.97
株式	その他金融業	1.56
株式	証券、商品先物取引業	1.07
株式	石油・石炭製品	0.96
株式	医薬品	0.88
株式	ガラス・土石製品	0.84
株式	ゴム製品	0.76
株式	繊維製品	0.71
株式	情報・通信業	0.70
株式	海運業	0.51
株式	その他製品	0.42

株式	小売業	0.32
合計		97.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(平成15年1月10日 ~ 平成15年2月27日)	100,000	0
第2期 計算期間(平成15年2月28日 ~ 平成16年2月27日)	38,619,486	9,750,256
第3期 計算期間(平成16年2月28日 ~ 平成17年2月28日)	36,452,066	4,856,786
第4期 計算期間(平成17年3月1日 ~ 平成18年2月27日)	123,310,700	31,985,957
第5期 計算期間(平成18年2月28日 ~ 平成19年2月27日)	86,590,570	49,909,270
第6期 計算期間(平成19年2月28日 ~ 平成20年2月27日)	136,246,608	96,224,738
第7期 計算期間(平成20年2月28日 ~ 平成21年2月27日)	456,190,479	127,859,070
第8期 計算期間(平成21年2月28日 ~ 平成22年3月1日)	274,545,644	172,002,724
第9期 計算期間(平成22年3月2日 ~ 平成23年2月28日)	238,718,642	93,036,442
第10期 計算期間(平成23年3月1日 ~ 平成24年2月27日)	284,016,792	118,927,267

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## （参考）運用実績

2012年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



2003年1月 2005年1月 2007年1月 2009年1月 2011年1月

※基準価額は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年2月	0円
2011年2月	0円
2010年3月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 77)	業種	比率
三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	4.5%
トヨタ自動車	輸送用機器	4.4%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.1%
三菱商事	卸売業	4.0%
日立製作所	電気機器	3.3%
本田技研工業	輸送用機器	3.2%
パナソニック	電気機器	3.2%
キヤノン	電気機器	3.1%
丸紅	卸売業	2.8%
小松製作所	機械	2.6%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●投資比率

株式	97.8%
コールローン、その他	2.2%
合計	100.0%

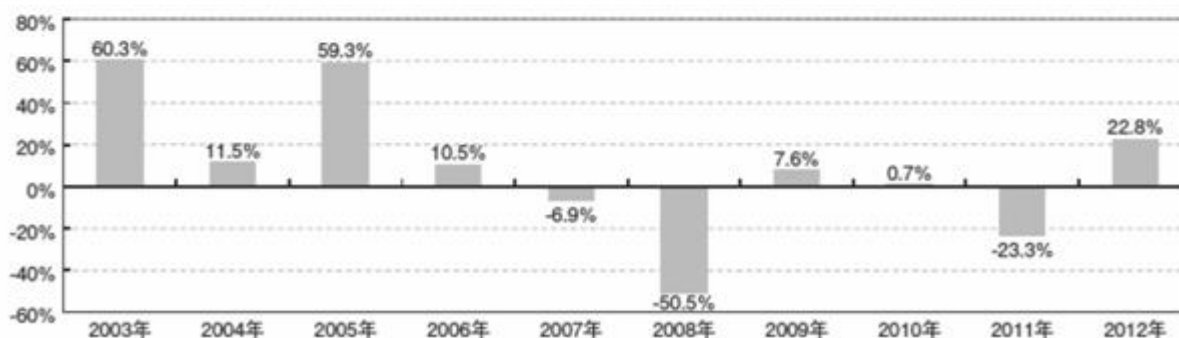
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●組入上位業種

業種	比率
電気機器	20.9%
輸送用機器	15.8%
銀行業	12.0%
機械	11.6%
卸売業	10.2%
その他業種	27.4%

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2003年は設定日(1月10日)から年末まで、2012年は1月から3月末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込の勧誘

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従いまして、受益権の取得申込の勧誘は、確定拠出年金法第8条第1項で定める下記に掲げる契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者および同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した会社を含みます。）に対してのみ行われます。

確定拠出年金法第8条第1項で定める契約とは次のものをいいます。

信託会社、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金または企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

生命保険会社を相手方とする生命保険の契約

農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約

損害保険会社を相手方とする損害保険の契約

#### （2）申込の方法

当ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約 を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料はありません。

購入申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振



法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・わが国の株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### （2）【保管】

ありません。

#### （3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「（5）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### （4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月28日から翌年2月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### （5）【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終

了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
  - (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更 d 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「 信託約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に交付します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

### （１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

### （２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込ができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### （４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### （５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成22年3月2日から平成23年2月28日まで）及び第10期計算期間（平成23年3月1日から平成24年2月27日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成22年3月2日から平成23年2月28日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成23年3月1日から平成24年2月27日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

2. 当ファンドは、第9期計算期間（平成22年3月2日から平成23年2月28日まで）及び第10期計算期間（平成23年3月1日から平成24年2月27日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 (平成23年2月28日現在)	第10期 (平成24年2月27日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	31,797,435	13,287,602
親投資信託受益証券	1,335,355,905	1,409,378,307
未収利息	43	18
流動資産合計	1,367,153,383	1,422,665,927
<b>資産合計</b>	1,367,153,383	1,422,665,927
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	21,944,194	5,133,779
未払受託者報酬	631,008	614,733
未払委託者報酬	5,868,314	5,716,933
その他未払費用	31,491	30,678
流動負債合計	28,475,007	11,496,123
<b>負債合計</b>	28,475,007	11,496,123
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	805,148,952	970,238,477
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金( )	533,529,424	440,931,327
(分配準備積立金)	56,788,793	49,698,327
元本等合計	1,338,678,376	1,411,169,804
<b>純資産合計</b>	1,338,678,376	1,411,169,804
<b>負債純資産合計</b>	1,367,153,383	1,422,665,927

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自平成22年3月2日 至平成23年2月28日）	第10期 （自平成23年3月1日 至平成24年2月27日）
営業収益		
受取利息	3,835	4,121
有価証券売買等損益	107,523,325	144,863,598
営業収益合計	107,527,160	144,859,477
営業費用		
受託者報酬	1,223,576	1,284,218
委託者報酬	11,379,162	11,943,125
その他費用	61,054	64,086
営業費用合計	12,663,792	13,291,429
営業利益	94,863,368	158,150,906
経常利益	94,863,368	158,150,906
当期純利益	94,863,368	158,150,906
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,883,472	29,758,560
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	356,134,656	533,529,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	135,316,125	110,407,392
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	135,316,125	110,407,392
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,901,253	74,613,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,901,253	74,613,143
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	533,529,424	440,931,327

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第9期 （自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）	第10期 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成22年 3月2日からとなっており、また、当計 算期間の期末が休日のため、平成23 年2月28日までとなっております。	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成23年 3月1日から平成24年2月27日までと なっております。

（貸借対照表に関する注記）

第9期 （平成23年2月28日現在）	第10期 （平成24年2月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 805,148,952口	1 計算期間の末日における受益権の総数 970,238,477口
2 計算期間の末日における1単位当たりの 純資産の額 1口当たり純資産額 1.6626円 （1万口当たり純資産額 16,626円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの 純資産の額 1口当たり純資産額 1.4545円 （1万口当たり純資産額 14,545円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第9期 （自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）	第10期 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配 当等収益（3,835円）、費用控除後有 価証券売買等損益（0円）、収益調整 金（1,255,039,731円）、及び分配準備 積立金（56,784,958円）より、分 配対象収益は1,311,828,524円（1万 口当たり16,292円）となりましたが、 当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配 当等収益（0円）、費用控除後有価証 券売買等損益（0円）、収益調整金 （1,531,110,337円）、及び分配準備 積立金（49,698,327円）より、分配 対象収益は1,580,808,664円（1万口 当たり16,292円）となりましたが、 当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第9期 （自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）	第10期 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第9期 （平成23年2月28日現在）	第10期 （平成24年2月27日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左



2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 （自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）	第10期 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別 第9期 （自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）	第10期 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）
期首元本額	659,466,752 円	805,148,952 円
期中追加設定元本額	238,718,642 円	284,016,792 円
期中一部解約元本額	93,036,442 円	118,927,267 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第9期（自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	106,288,473 円
合計	106,288,473 円

第10期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	128,088,534 円
合計	128,088,534 円

3 デリバティブ取引関係

第9期（自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

（平成24年2月27日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	アクティブ バリュ マザーファンド	1,133,669,810	1,409,378,307	
合計		1,133,669,810	1,409,378,307	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

**(参考) アクティブ バリュース マザーファンドの状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「アクティブ バリュース マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

**(1) 貸借対照表**

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成23年2月28日現在)	(平成24年2月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		498,640,296	477,301,388
株式		30,876,725,800	24,840,604,050
未収入金		-	225,201,933
未収配当金		28,171,850	14,920,200
未収利息		683	653
流動資産合計		31,403,538,629	25,558,028,224
資産合計		31,403,538,629	25,558,028,224
負債の部			
流動負債			
未払金		-	374,153,869
流動負債合計		-	374,153,869
負債合計		-	374,153,869
純資産の部			
元本等			
元本		22,358,303,740	20,258,089,536
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		9,045,234,889	4,925,784,819
元本等合計		31,403,538,629	25,183,874,355
純資産合計		31,403,538,629	25,183,874,355
負債純資産合計		31,403,538,629	25,558,028,224

**(2) 注記表**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	(自平成22年3月2日 至平成23年2月28日)	(自平成23年3月1日 至平成24年2月27日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取 引所における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価 額）、又は金融商品取引業者等から提 示される気配相場に基づいて評価し ております。	株式 同左

2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、 確定配当金額又は予想配当金額を計 上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益 同左
--------------	---	--------------------------------------

## (貸借対照表に関する注記)

(平成23年2月28日現在)	(平成24年2月27日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 22,358,303,740口	1 計算期間の末日における受益権の総数 20,258,089,536口
2 計算期間の末日における1単位当たりの 純資産の額 1口当たり純資産額 1.4046円 (1万口当たり純資産額 14,046円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの 純資産の額 1口当たり純資産額 1.2432円 (1万口当たり純資産額 12,432円)

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

項 目	対象年月日	(平成23年2月28日現在)	(平成24年2月27日現在)
		期首元本額	23,387,393,057 円
期中追加設定元本額		2,308,867,980 円	1,820,128,228 円
期中一部解約元本額		3,337,957,297 円	3,920,342,432 円
期末元本額		22,358,303,740 円	20,258,089,536 円
元本の内訳*			
アクティブ バリュウー オープン		8,577,802,173 円	7,956,028,642 円
DC アクティブ バリュウー オープン		950,701,912 円	1,133,669,810 円
T & D アクティブ バリュウー P F (非課税適格機関投資家専用)		4,060,836,883 円	3,255,093,272 円
T & D アクティブバリュウー F O F ' s 用 (適格機関投資家専用)		401,682,488 円	341,204,542 円
T & D・アクティブバリュウーオープン V A (適格機関投資家専用)		6,672,312,872 円	6,005,413,794 円
アクティブバリュウーオープン V A 1 (適格機関投資家専用)		1,664,287,377 円	1,539,902,906 円
アクティブバリュウーオープン V A 2 (適格機関投資家専用)		30,680,035 円	26,776,570 円
合計		22,358,303,740 円	20,258,089,536 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自平成22年3月2日 至平成23年2月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	30,876,725,800 円	2,222,195,529 円
合計	30,876,725,800 円	2,222,195,529 円

(自平成23年3月1日 至平成24年2月27日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	24,840,604,050 円	570,902,099 円

合計	24,840,604,050 円	570,902,099 円
----	------------------	---------------

## 3 デリバティブ取引関係

（自 平成22年3月2日 至 平成23年2月28日）

該当事項はありません。

（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月27日）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

（平成24年2月27日現在）

通貨 （日本円）	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	東芝プラントシステム	81,000	908	73,548,000	
	東洋紡績	1,515,000	118	178,770,000	
	倉敷紡績	93,000	165	15,345,000	
	クラレ	62,900	1,170	73,593,000	
	旭化成	218,000	512	111,616,000	
	日本曹達	497,000	374	185,878,000	
	電気化学工業	599,000	331	198,269,000	
	日本カーバイド工業	879,000	137	120,423,000	
	J S R	118,000	1,681	198,358,000	
	宇部興産	1,153,000	241	277,873,000	
	日油	120,000	402	48,240,000	
	D I C	1,306,000	169	220,714,000	
	東洋インキ S C ホールディングス	431,000	336	144,816,000	
	富士フイルムホールディングス	164,000	2,052	336,528,000	
	日東電工	50,100	3,395	170,089,500	
	塩野義製薬	79,000	1,123	88,717,000	
	田辺三菱製薬	86,300	1,113	96,051,900	
	J X ホールディングス	490,700	512	251,238,400	
	ブリヂストン	99,200	1,929	191,356,800	
	旭硝子	314,000	745	233,930,000	
	日本板硝子	941,000	146	137,386,000	
	住友金属工業	1,722,000	170	292,740,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	48,700	1,796	87,465,200	
	東京製鐵	173,000	687	118,851,000	
	日本軽金属	957,000	125	119,625,000	
	三井金属鉱業	540,000	254	137,160,000	
	住友金属鉱山	226,000	1,223	276,398,000	
	D O W A ホールディングス	375,000	543	203,625,000	
	住友電気工業	80,300	1,062	85,278,600	
	日本製鋼所	75,000	611	45,825,000	

東芝機械	501,000	434	217,434,000	
ナブテスコ	110,300	1,871	206,371,300	
S M C	26,300	13,840	363,992,000	
小松製作所	292,700	2,425	709,797,500	
住友重機械工業	307,000	451	138,457,000	
ダイキン工業	211,700	2,409	509,985,300	
ジェイテクト	283,600	923	261,762,800	
イーグル工業	48,000	764	36,672,000	
マキタ	90,400	3,365	304,196,000	
I H I	941,000	207	194,787,000	
日立製作所	1,646,000	474	780,204,000	
東芝	989,000	350	346,150,000	
三菱電機	564,000	738	416,232,000	
J V C ケンウッド	904,000	382	345,328,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	138,000	443	61,134,000	
富士通	502,000	445	223,390,000	
パナソニック	930,700	751	698,955,700	
ソニー	190,700	1,760	335,632,000	
アルプス電気	268,500	727	195,199,500	
ユニデン	375,000	323	121,125,000	
キーエンス	12,900	20,850	268,965,000	
ファナック	27,800	14,320	398,096,000	
京セラ	18,400	6,900	126,960,000	
ユーシン	198,000	667	132,066,000	
キャノン	171,400	3,680	630,752,000	
ユニプレス	99,800	2,285	228,043,000	
デンソー	152,100	2,704	411,278,400	
川崎重工業	1,164,000	257	299,148,000	
日産自動車	778,200	837	651,353,400	
トヨタ自動車	322,200	3,380	1,089,036,000	
N O K	60,200	1,608	96,801,600	
カヤバ工業	448,000	460	206,080,000	
アイシン精機	107,400	2,899	311,352,600	
本田技研工業	246,400	3,140	773,696,000	
リンテック	65,300	1,744	113,883,200	
商船三井	371,000	378	140,238,000	
伊藤忠商事	169,600	924	156,710,400	
丸紅	1,232,000	579	713,328,000	
豊田通商	63,300	1,592	100,773,600	
三井物産	270,800	1,397	378,307,600	
住友商事	230,000	1,199	275,770,000	
三菱商事	544,300	2,008	1,092,954,400	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	2,839,600	420	1,192,632,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	857,000	286	245,102,000	
三井住友フィナンシャルグループ	397,400	2,756	1,095,234,400	

	みずほフィナンシャルグループ	3,689,400	136	501,758,400	
	野村ホールディングス	766,000	378	289,548,000	
	第一生命保険	3,060	106,100	324,666,000	
	東京海上ホールディングス	182,300	2,221	404,888,300	
	日立キャピタル	52,300	1,236	64,642,800	
	オリックス	44,160	7,740	341,798,400	
	三菱UFJリース	13,430	3,535	47,475,050	
	三井不動産	200,000	1,548	309,600,000	
	住友不動産	128,000	1,884	241,152,000	
合計		38,739,850		24,840,604,050	

## b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成24年3月30日

資産総額	1,456,241,626円
負債総額	5,074,677円
純資産総額 ( - )	1,451,166,949円
発行済数量	981,649,697口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.4783円

### (参考) アクティブ バリュースターファンド

資産総額	19,917,881,018円
負債総額	- 円
純資産総額 ( - )	19,917,881,018円
発行済数量	15,745,764,527口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.2650円



## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
ありません。

2. 受益者に対する特典  
ありません。

3. 受益権の譲渡  
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成24年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

##### （2）会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a．基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

###### b．運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成24年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年3月末日現在、142本であり、その純資産総額の合計は1,252,152百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	127本	1,169,260百万円
単位型株式投資信託	6本	46,095百万円
追加型公社債投資信託	1本	19,761百万円
単位型公社債投資信託	8本	17,036百万円
合計	142本	1,252,152百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
なお、財務諸表等規則は平成22年9月30日付の内閣府令第45号により改正されておりますが、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
  
2. 当社は、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、第32期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第30期 （平成22年3月31日現在）			第31期 （平成23年3月31日現在）		
		内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
1．預金			5,562,429		5,702,490		
2．前払費用			66,485		64,158		
3．未収入金	1		86,135		1,771		
4．未収委託者報酬			986,984		822,206		
5．未収運用受託報酬			875,927		593,956		
6．繰延税金資産			172,028		128,819		
7．その他			294		54		
流動資産計			7,750,286	89.1	7,313,456		81.9
固定資産							
1．有形固定資産			155,808		117,801		
（1）建物	2	78,985			67,878		
（2）器具備品	2	75,925			49,026		
（3）その他		897			897		
2．無形固定資産			101,154		104,006		
（1）電話加入権		2,862			2,862		
（2）ソフトウェア		97,865			99,689		
（3）ソフトウェア仮勘定		426			1,454		
3．投資その他の資産			687,752		1,389,889		
（1）投資有価証券		62,300			720,221		
（2）関係会社株式		319,502			319,502		
（3）長期差入保証金	1	164,953			158,597		
（4）繰延税金資産		138,998			190,156		
（5）その他		1,998			1,411		
固定資産計			944,714	10.9	1,611,698		18.1
資産合計			8,695,001	100.0	8,925,154		100.0

区分	注記 番号	第30期 (平成22年3月31日現在)			第31期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
1. 預り金			20		284		
2. 未払金			447,618		525,021		
(1) 未払収益分配金		847			789		
(2) 未払償還金		14,964			9,304		
(3) 未払手数料		383,377			283,852		
(4) その他未払金	1	48,428			231,075		
3. 未払費用			773,621		498,064		
4. 未払法人税等			6,079		55,292		
5. 未払消費税等			277		59,362		
6. 賞与引当金			217,219		199,021		
7. 役員賞与引当金			34,500		2,700		
流動負債計			1,479,336	17.0	1,339,746	15.0	
<b>固定負債</b>							
1. 退職給付引当金			315,385		367,274		
2. 役員退職慰労引当金			5,229		14,250		
固定負債計			320,614	3.7	381,524	4.3	
負債合計			1,799,951	20.7	1,721,270	19.3	

区分	注記 番号	第30期 (平成22年3月31日現在)			第31期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	12.6		1,100,000	12.3
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.2		277,667	3.1
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,204,592			2,553,447		
利益剰余金合計			5,517,382	63.5		5,866,237	65.7
株主資本合計			6,895,050	79.3		7,243,905	81.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	0.0		40,021	0.4
評価・換算差額等合計			-	0.0		40,021	0.4
純資産合計			6,895,050	79.3		7,203,883	80.7
負債純資産合計			8,695,001	100.0		8,925,154	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)			第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			4,007,860			5,718,504	
2. 運用受託報酬			1,879,487			3,193,133	
3. 投資助言報酬			3,000			1,000	
4. その他営業収益			5,000			-	
営業収益計			5,895,348	100.0		8,912,637	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,598,776			2,568,280	
2. 広告宣伝費			49,508			42,895	
3. 公告費			1,860			-	
4. 調査費			1,539,888			2,760,595	
(1) 調査費		21,584				27,093	
(2) 委託調査費		1,104,265				2,299,896	
(3) 情報機器関連費		411,652				431,197	
(4) 図書費		2,386				2,407	
5. 委託計算費			240,183			169,489	
6. 営業雑経費			134,848			154,850	
(1) 通信費		11,250				11,498	
(2) 印刷費		76,214				94,041	
(3) 協会費		6,951				8,776	
(4) 諸会費		2,620				2,669	
(5) 紹介手数料		37,811				37,864	
営業費用計			3,565,065	60.5		5,696,112	63.9
一般管理費							
1. 給料			1,634,555			1,606,305	
(1) 役員報酬		56,704				64,551	
(2) 給料・手当		1,498,266				1,460,271	
(3) 賞与		79,585				81,482	
2. 法定福利費			194,388			199,359	
3. 退職金			18,593			1,911	
4. 福利厚生費			3,720			4,367	
5. 交際費			2,204			2,582	
6. 旅費交通費			23,958			32,843	
7. 事務委託費			77,378			93,175	
8. 租税公課			15,926			20,151	
9. 不動産賃借料			173,814			173,594	
10. 退職給付費用			81,404			78,986	
11. 役員退職慰労金			-			354	
12. 役員退職慰労引当金 繰入			4,166			11,500	
13. 賞与引当金繰入			217,219			199,021	
14. 役員賞与引当金繰入			34,500			2,700	



区分	注記 番号	第30期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第31期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			81,588			74,634	
16. 諸経費			98,412			108,901	
一般管理費計			2,661,833	45.2		2,610,390	29.3
営業利益または営業損失 ( )			331,549	5.6		606,135	6.8
営業外収益							
1. 受取配当金			710			820	
2. 受取利息			6,138			1,564	
3. 時効成立分配金・償還 金			378			5,230	
4. 還付加算金			11,879			-	
5. その他			23			989	
営業外収益計			19,129	0.3		8,604	0.1
営業外費用							
1. 為替差損			6,061			1,741	
2. 事務過誤損失			4,839			3,529	
3. 時効成立後支払分配金 ・償還金			1,621			-	
4. その他			122			393	
営業外費用計			12,645	0.2		5,664	0.1
経常利益または経常損失 ( )			325,065	5.5		609,075	6.8
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		56			6	
2. 投資有価証券売却益			-			250	
特別利益計			56	0.0		256	0.0
特別損失							
1. 固定資産除却損	2		11,077			2,559	
2. 投資有価証券売却損			28			681	
3. 資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-			5,018	
特別損失計			11,105	0.2		8,258	0.1
税引前当期純利益ま たは税引前当期純損 失 ( )			336,115	5.7		601,073	6.7
法人税、住民税及び 事業税			81,848			232,710	
法人税等調整額			42,043			19,507	
当期純利益または当 期純損失 ( )			212,222	3.6		348,855	3.9

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本		第30期事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第31期事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
資本金	前事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	前事業年度末残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	前事業年度末残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,452,537	2,204,592
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	35,722	-
	当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
	当事業年度変動額合計	247,945	348,855
当事業年度末残高	2,204,592	2,553,447	
株主資本合計	前事業年度末残高	7,142,995	6,895,050
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	35,722	-
	当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
	当事業年度変動額合計	247,945	348,855
当事業年度末残高	6,895,050	7,243,905	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	24	-
	当事業年度変動額		
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	24	40,021
	当事業年度変動額合計	24	40,021
当事業年度末残高	-	40,021	
純資産合計	前事業年度末残高	7,142,971	6,895,050
	当事業年度変動額		

剰余金の配当	35,722	-
当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	24	40,021
当事業年度変動額合計	247,920	308,833
当事業年度末残高	6,895,050	7,203,883

## 重要な会計方針

	第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～18年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

## 会計処理方法の変更

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年 3月 31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31日）を適用しております。これによる損益の影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(損益計算書関係) 時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成22年 3月31日現在)	第31期 (平成23年 3月31日現在)

<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 85,156千円</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 55,466千円</p> <p>器具備品 179,326千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 158,547千円</p> <p>流動負債</p> <p>その他未払金 187,782千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 66,573千円</p> <p>器具備品 204,763千円</p>
---	--

## (損益計算書関係)

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 56千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 175千円</p> <p>ソフトウェア 6,983千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 3,918千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 6千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 877千円</p> <p>ソフトウェア 1,682千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第30期事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第31期事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

### (金融商品関係)

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,562,429	5,562,429	-
(2) 未収入金	86,135	86,135	-
(3) 未収委託者報酬	986,984	986,984	-
(4) 未収運用受託報酬	875,927	875,927	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	100	100	-
資産計	7,511,577	7,511,577	-

(1) 未払金			
未払収益分配金	(847)	(847)	-
未払償還金	(14,964)	(14,964)	-
未払手数料	(383,377)	(383,377)	-
その他未払金	(48,428)	(48,428)	-
(2) 未払費用	(773,621)	(773,621)	-
負債計	(1,221,239)	(1,221,239)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
取得価額が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) その他の証券	100	100	-
	小計	100	100	-
合計		100	100	-

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### 負債

##### (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	164,953
合計	546,655

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超

預金	5,562,429	-	-
未収入金	86,135	-	-
未収委託者報酬	986,984	-	-
未収運用受託報酬	875,927	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,511,477	100	-

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	-
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	-
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	658,021	658,021	-
資産計	7,776,674	7,776,674	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(9,304)	(9,304)	-
未払手数料	(283,852)	(283,852)	-
その他未払金	(231,075)	(231,075)	-
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	-
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。



## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
取得原価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
取得原価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	67,478
	小計	725,400	657,921	67,478
合計		725,500	658,021	67,478

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 負 債

## (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	158,597
合計	540,299

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

## (注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超

預金	5,702,490	-	-
未収委託者報酬	822,206	-	-
未収運用受託報酬	593,956	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,118,653	100	-

## (有価証券関係)

第30期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

## (退職給付関係)

第30期 (平成22年3月31日現在)	第31期 (平成23年3月31日現在)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 315,385千円 (2) 退職給付引当金 315,385千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 69,901千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>11,502千円</u> 退職給付費用 81,404千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 367,274千円 (2) 退職給付引当金 367,274千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,556千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>12,430千円</u> 退職給付費用 78,986千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期（平成22年3月31日現在）	第31期（平成23年3月31日現在）
繰延税金資産	(単位：千円)	(単位：千円)
(流動)		
賞与引当金	88,386	80,981
未払事業税	2,685	13,006
未払社会保険料	11,333	10,769
貯蔵品	2,071	1,919
繰越欠損金	58,703	10,322

その他	8,848	11,819
小計	172,028	128,819
（固定）		
退職給付引当金	130,458	155,242
子会社株式評価損	1,304	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	8,540	7,457
その他有価証券評価差額金	-	27,457
その他	-	2,586
小計	252,099	305,843
評価性引当額	113,100	115,686
繰延税金資産計	311,027	318,976

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第30期（平成22年3月31日現在）		第31期（平成23年3月31日現在）
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異が法定実効税 率の100分の5以下であるため注記を省略 しております。
交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.15 %	
その他	0.68 %	
税効果会計適用後の法人税率 の負担率	36.86 %	

### （資産除去債務関係）

第30期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

### （セグメント情報等）

第30期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

#### 1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益

の記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

### (関連当事者との取引)

第30期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の 兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)

第31期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の 兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	158,547

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社 T &amp; Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,369.56円	1株当たり純資産額	6,654.85円
1株当たり当期純損失金額	196.04円	1株当たり当期純利益金額	322.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失（千円）	212,222	当期純利益（千円）	348,855
普通株主に帰属しない金額 （千円）	-	普通株主に帰属しない金額 （千円）	-
普通株式に係る当期純損失 （千円）	212,222	普通株式に係る当期純利益 （千円）	348,855
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

## (重要な後発事象)

第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第32期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,066,576
2. 前払費用			88,442
3. 未収入金			54,157
4. 未収委託者報酬			820,018
5. 未収運用受託報酬			517,536
6. 繰延税金資産			79,369
7. その他			57
流動資産計			6,626,158
固定資産			
1. 有形固定資産	1		107,015
(1) 建物		63,116	
(2) 器具備品		43,001	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			91,238
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		85,731	
(3) ソフトウェア仮勘定		2,643	
3. 投資その他の資産			1,417,008
(1) 投資有価証券		756,518	
(2) 関係会社株式		318,844	
(3) 長期差入保証金		144,453	
(4) 繰延税金資産		196,823	
(5) その他		369	
固定資産計			1,615,262
資産合計			8,241,420

区分	注記 番号	第32期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			19,563
2. 未払金			334,883
(1) 未払収益分配金		789	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		287,225	
(4) その他未払金		41,209	
3. 未払費用			389,003
4. 未払法人税等			5,939

5. 未払消費税等	2		6,715
6. 賞与引当金			88,273
7. 役員賞与引当金			1,000
流動負債計			845,379
固定負債			
1. 退職給付引当金			368,649
2. 役員退職慰労引当金			7,725
固定負債計			376,374
負債合計			1,221,754
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,695,491
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,382,700	
株主資本合計			7,073,159
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			53,493
評価・換算差額等合計			53,493
純資産合計			7,019,665
負債純資産合計			8,241,420

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,142,517
2. 運用受託報酬			1,025,279
営業収益計			3,167,796
営業費用			
1. 支払手数料			888,420
2. 広告宣伝費			38,395
3. 調査費			864,626
(1) 調査費		11,767	
(2) 委託調査費		639,448	
(3) 情報機器関連費		212,406	
(4) 図書費		1,003	
4. 委託計算費			81,111
5. 営業雑経費			61,966
(1) 通信費		5,471	

(2) 印刷費		35,686	
(3) 協会費		6,099	
(4) 諸会費		1,616	
(5) 紹介手数料		13,093	
営業費用計			1,934,520
一般管理費			
1. 給料			765,292
(1) 役員報酬		32,706	
(2) 給料・手当		716,054	
(3) 賞与		16,531	
2. 法定福利費			93,309
3. 退職金			8,767
4. 福利厚生費			2,433
5. 交際費			1,115
6. 旅費交通費			14,471
7. 事務委託費			41,608
8. 租税公課			8,268
9. 不動産賃借料			83,290
10. 退職給付費用			38,727
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,475
12. 賞与引当金繰入			88,273
13. 役員賞与引当金繰入			1,000
14. 固定資産減価償却費	1		30,859
15. 諸経費			45,548
一般管理費計			1,225,442
営業利益			7,834

第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			738
2. 受取利息			468
3. 時効成立償還金			3,608
4. その他			6
営業外収益計			4,821
営業外費用			
1. 為替差損			550
2. その他			2,272
営業外費用計			2,823
経常利益			9,832
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			9,482
特別利益計			9,482
特別損失			
1. 固定資産除却損	2		2,664



2. 投資有価証券売却損			11,265
3. 子会社株式評価損			657
特別損失計			14,587
税引前中間純利益			4,726
法人税、住民税及び事業税			50,835
法人税等調整額			52,025
中間純利益			3,535

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,553,447
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	174,282
	中間純利益	3,535
	当中間会計期間変動額合計	170,746
当中間会計期間末残高	2,382,700	
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,866,237
	当中間会計期間変動額	170,746
	当中間会計期間末残高	5,695,491
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,243,905
	当中間会計期間変動額	170,746
	当中間会計期間末残高	7,073,159
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	40,021
	当中間会計期間変動額(純額)	13,471

	当中間会計期間末残高	53,493
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	40,021
	当中間会計期間変動額	13,471
	当中間会計期間末残高	53,493
純資産合計	当事業年度期首残高	7,203,883
	当中間会計期間変動額	184,218
	当中間会計期間末残高	7,019,665

## 重要な会計方針

	第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。          その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)          時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。          なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

## 会計方針の変更

該当事項はありません。

（追加情報）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

第32期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 71,334千円
	器具備品 216,586千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第32期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 16,583千円
	無形固定資産 14,275千円
2	固定資産除却損の内訳は次の通りであります。
	ソフトウェア 2,664千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,066,576	5,066,576	-
(2) 未収委託者報酬	820,018	820,018	-
(3) 未収運用受託報酬	517,536	517,536	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	694,318	694,318	-
資産計	7,098,449	7,098,449	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(287,225)	(287,225)	-
その他未払金	(41,209)	(41,209)	-
(2) 未払費用	(389,003)	(389,003)	-
負債計	(723,887)	(723,887)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	52,364	49,398	2,965
	小計	52,364	49,398	2,965
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	641,954	735,112	93,158
	小計	641,954	735,112	93,158
合計		694,318	784,511	90,192

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	144,453
合計	525,497

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（金融商品関係）に記載しているため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第32期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,484円67銭
1株当たり中間純利益金額	3円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益(千円)	3,535
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	3,535
期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

### 出資の状況

委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

### 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成23年9月末日現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	( ) 40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社第四銀行	32,776	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
大同生命保険株式会社	110,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

( ) 平成23年11月24日現在

### 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

### 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年3月末日現在、該当事項はありません。



### 第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・目論見書の使用を開始する日
  - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
  - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
  - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
  - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年4月27日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC アクティブ バリュウ オープンの平成23年3月1日から平成24年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC アクティブ バリュウ オープンの平成24年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行なった。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月28日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC アクティブ バリュウ オープンの平成22年3月2日から平成23年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC アクティブ バリュウ オープンの平成23年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。